

東広島市教育委員会定例会（平成27年5月）議事録

- 1 日 時 平成27年5月19日（火）午後1時52分～午後2時32分
- 2 出席者
- （1）委員 下川教育長、渡部教育長職務代理者、織田委員、長嶋委員、京極委員
欠席：坂越委員
- （2）事務局 【学校教育部】
増田学校教育部長、中嶋教育調整監、江口教育総務課長、向井学事課長、空本指導課長、池田青少年育成課長、久保田学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、石井福富学校給食センター所長、高橋豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、武田安芸津学校給食センター所長、上藤教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
欠席：下久保西条学校給食センター所長
【生涯学習部】
大河生涯学習部長、信井理事兼中央図書館長、古本生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、藤岡生涯学習部次長兼文化課長、清水中央生涯学習センター長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習振興係長兼管理係長
- （3）書記 青山主査
- 3 場 所 東広島市福富支所2階 久芳地域センター大ホール
- 4 議 題
- （1）報告事項
- 報告第19号 平成27年第1回東広島市議会臨時会について
- 報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（平成26年度中学校増改築事業中央中学校校舎改造工事（電気）請負契約の解除に係るもの））
- 報告第21号 広島県立広島学園竣工式並びに東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校開校式の実施について
- 報告第22号 平成27年度教育交流事業について
- 報告第23号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について
- 報告第24号 第27回東広島市民スポーツ大会の開催について
- （2）議案
- 議案第52号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）について【原案可決】
- 議案第53号 市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（電気））【原案可決】
- 議案第54号 市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新

築工事（機械））【原案可決】

議案第55号 東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について【原案可決】

議案第56号 市長に申し出る東広島市立図書館設置及び管理条例の全部改正について
【原案可決】

(3) その他

- 1 東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」
- 2 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後1時52分

○ 下川教育長：それでは、5月の教育委員会会議を開会いたします。

本日は、これまでの教育施設視察、大変お疲れ様でした。引き続きよろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、平成27年5月の教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡部教育長職務代理者と私、下川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項からですが、報告第19号平成27年第1回東広島市議会臨時会について説明をお願いいたします。

報告第19号 平成27年第1回東広島市議会臨時会について

○ 増田学校教育部長：それでは、報告事項の資料の1ページのほうをお願いいたします。

報告第19号平成27年第1回東広島市議会臨時会についてご報告をさせていただきます。

市議会議員一般選挙が行われた後のはじめての議会ということで、5月13日から15日までの3日間、臨時会が開かれたところでございます。

主な日程と決定事項でございますが、まず5月13日には議長選挙が行われまして、議長に山下守議員、副議長に鈴木利宏議員が就任されたところでございます。

5月14日木曜日は、常任委員会の委員の選任等が行われまして、文教厚生委員として赤木達男議員、玉川雅彦議員、貞岩敬議員、重森佳代子議員、大谷忠幸議員、重光秋治議員、加根佳基議員が選任をされまして、そのうち委員長として赤木達男議員、副委員長として玉川雅彦議員が就任されたところでございます。

それから、15日には本会議が再開されまして、専決処分の承認等の議案が上程されまして、各常任委員会で審議された結果、全て議決を得たところでございます。

教育委員会関係といたしましては、報告第4号専決処分の報告ということで損害賠償の額を定めることについて、文教厚生委員会でご報告をさせていただいたところでございます。専決処分の内容につきましては、後ほど報告事項第20号のほうで

ご説明をさせていただきます。

説明のほうは以上でございます。

- 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの平成27年第1回東広島市議会臨時会について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告第20号専決処分の報告について説明をお願いいたします。

報告第20号 専決処分の報告について

- 江口教育総務課長：それでは、資料の2ページ、市議会臨時会の説明にもございました専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、これを市議会に報告したものでございます。損害賠償の額を定めることは、議会の議決事項でございますが、市議会から50万円以下のものについては市長において処分してよいと指定を受けております。

中ほど、報告理由の欄をご覧くださいと思います。

昨年6月5日付けで、正電産業株式会社と締結いたしました、平成26年度中学校増改築事業、中央中学校校舎改造工事に係る電気工事の請負契約について、その本体工事である建築工事の入札が不調に終わり、当該改造工事を行うことができなくなったため、請負契約を解除し、債権者が負担した印紙代等をもとに損害賠償の額を定めたものでございます。

3ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分の期日は、本年3月31日、損害賠償の額は7,530円、債権者は正電産業株式会社でございます。

なお、中央中学校の改造工事につきましては、本年度において施工することといたしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 下川教育長：ただいまの専決処分の報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか、はい。

それでは、続いて報告第21号広島県立広島学園竣工式並びに東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校開校式の実施について説明をお願いいたします。

報告第21号 広島県立広島学園竣工式並びに東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校開校式の実施について

- 江口教育総務課長：それでは、資料の4ページ、広島学園竣工式並びにもみじ小・中学校開校式につきまして、ご案内を兼ねてご説明申し上げます。

もみじ小学校・中学校は、学校教育導入のための広島学園の改築を受け、市立

36校目の小学校として、同じく15校目の中学校として、本年4月1日に開校しております。

竣工式・開校式は、広島県と東広島市の主催により、来月3日午前10時から広島学園の体育館で挙行政をいたします。

委員の皆様は、主催者側となりますので、知事・市長連名のご案内状ではなく、先日教育長名のご案内を差し上げたところでございます。当日は、施設見学も予定しておりますので、お時間が許されましたら新たな市立学校をご覧いただき、県内からの児童・生徒に励ましをお願いしたいと存じます。可能であれば、本日お帰りまでに出欠を確認させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの広島県立広島学園竣工式並びに東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校開校式の実施について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

ございませんか。

ないようでしたら、それでは続きまして報告第22号平成27年度教育交流事業について説明をお願いします。

報告第22号 平成27年度教育交流事業について

○ 江口教育総務課長：それでは、資料の5ページ、本年度の教育交流事業につきましてご説明申し上げます。

1の中国徳陽市教育交流でございますが、平成8年から交互に小・中学生を派遣し、表敬訪問、交流校訪問、ホームステイ等の交流活動を行っております。平成25年度は鳥インフルエンザ、平成26年度は大気汚染の影響で派遣を見合わせましたが、本年度は4年ぶりに本市の小・中学生8人を8月17日から21日までの5日間の行程で派遣する予定で、現在各校を通じて参加希望者を募集しているところでございます。

次に、2の姉妹都市、北海道北広島市との教育交流でございますが、こちらは毎年派遣と受け入れを行っております。

表の1段目、派遣につきましては、8月19日から21日までの3日間、表の右側に記載しております小学校8校と中学校7校から1人ずつを派遣いたします。また、表の2段目の受け入れにつきましては、8月4日から、途中広島市での平和記念式典参列等を挟み、7日までの行程で小・中学生合わせて14人を受け入れる予定としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの平成27年度教育交流事業について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

○ 京極委員：1つだけ教えていただいでよいですか。

中国との交流の具体的な中身というのは、どんなことをされるのですか。

- 江口教育総務課長：まだ今年度は徳陽市側と調整中でございますけれども、徳陽市の教育局の要人を表敬訪問したり、交流校というのがございまして、例えば徳陽市の小学校、中学校に値するものとして徳陽市第一小学校ですとか、徳陽市実験小学校、徳陽市徳陽中学校、こういった学校と交流をしておりますけれども、その一部の学校へ訪問いたしまして交流を持つ予定にしております。その後、西安に移動しまして、兵馬俑博物館等を見学して帰国の途につくという予定にしております。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。
- 京極委員：はい。
- 下川教育長：ほかにございませんか。
- 織田委員：参加者という10人は、この児童・生徒は今の交流している学校の児童・生徒のみでしたか。
- 江口教育総務課長：いえ、市内市立小・中学校、小学校でも5年生以上、中学校は3学年なんですけれども、それらに漏れなく学校を通じて募集をかけておりまして、希望者は中国徳陽市へ行きたい理由を作文的に600字程度のものを提出いただいて、定員を超えれば、10人というのは引率も含めて10人ですので、小・中学生は8人なんですけれども、定員を超えれば書類審査等を行った上で、また交流の実態といいますか、交流校のつき合いなども加味しながら、派遣する児童・生徒を決めていきたいというふうに思っています。
- 下川教育長：よろしいですか。
- 織田委員：はい。
- 下川教育長：ほかにありませんか。
ないようでしたら、次に移ります。
それでは、続きまして報告第23号公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について説明をお願いいたします。

報告第23号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、6ページをご覧ください。
公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況につきましてご説明を申し上げます。
地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、この経営状況を議会に報告しなければならないことになっており、第2回市議会定例会に報告案件として提出させていただく予定でございます。
本日は、その概要につきまして報告をさせていただくものであります。
まず、1の平成26年度決算概要につきまして、各科目を前年度対比でお示ししております。経常収支につきましては、基本財産運用益の受取利息が180万1,250円、事業収益は487万5,000円、内訳につきましては、テニス、ヨガ等の事業団の自主企

画事業のスポーツ教室参加費及び日本語教室受講料等でございます。

受託事業収益は、市等受託金が2億6,707万6,653円でございます。

雑収益は、受取利息及びコピー代等の雑収益で、合計15万9,729円でございます。

経常費用として、公益目的事業及び収益目的等事業を実施するために必要な経費といたしまして、事業費が2億7,079万2,872円、管理費が258万9,296円でございます。経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額が53万464円でございます。当期の正味財産期末残高は、正味財産期首残高に当期経常増減額を加えた510万6,873円でございます。

次に、2の受託事業等の状況でございますが、市等からの受託事業は市民文化センターの維持管理及び貸館業務など11事業で、受託金総額は2億6,707万6,653円でございます。

次に、3の平成26年度の事業概要でございます。

資料に記載しておりますとおり、東広島市における教育文化芸術の振興及び国際化の推進に関する事業として、市内におけるスポーツ教室の開催等、スポーツ振興に関する事業を実施しております。

以上が公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の平成26年度の経営状況の概要でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

平成27年度の当初予算書でございます。

平成27年度につきましては、対前年度当初比263万4,000円の減を見込んでおります。

なお、詳細につきましては、別冊をお手元にお届けしております。後ほどご覧いただけたらと思います。

報告については以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

○ 渡部教育長職務代理者：今のご説明の中で、経常収益の中で受託事業収益がございませぬ。大きな額ですが、これは11事業ということですが、先ほどの主なもの、一番大きな事業というのはどういうものになりますでしょうか。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：主なものにつきましては、まず市民文化センターの指定管理料ということで約8,700万円、あとは体育施設の管理運営が約1億1,800万円でございます。

○ 渡部教育長職務代理者：ああ、そうですか。それは、市のいわゆる収益として市に入ってくるのですか、それとも。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：市から事業団に対する委託金ということでござ

います。

○ 渡部教育長職務代理者：そうですか、わかりました。ありがとうございました。

○ 下川教育長：ほかによろしいでしょうか。

なければ、次に移らせていただきます。

それでは、報告第24号第27回東広島市民スポーツ大会の開催について説明をお願いいたします。

報告第24号 第27回東広島市民スポーツ大会の開催について

○ 福原スポーツ振興課長：それでは、報告第24号第27回東広島市民スポーツ大会の開催についてご報告をさせていただきます。

資料8ページのほうをご覧くださいと思います。

この大会は、各競技団体、各小学校区代表者等で構成されております東広島市民スポーツ大会実行委員会が主催となりまして、総合開会式及び陸上の部を6月7日9時30分からアクアパーク陸上競技場で、またゲートボール、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボールの4種目によります球技の部を8月23日日曜日に近畿大学工学部グラウンドほか各会場に分かれて開催をいたします。全35小学校区の対抗戦を基本としておりますが、今年度から球技の部におきましては複数小学校区でのチーム編成を認めることとしております。

資料の9ページのほうをお願いしたいと思います。

9の参加資格につきましては、資料のほうに記載のとおりでございまして、陸上の部7種目、球技の部4種目ございまして、人数、参加資格等につきましては資料のほうに掲載のとおりでございます。

教育委員の皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、別途ご案内させていただきますので、総合開会式へのご臨席をいただきますようお願いをいたします。

第27回東広島市民スポーツ大会の開催についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの第27回東広島市民スポーツ大会の開催について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

今回ちょっと変更になったところがありますよね、小学校区の。その説明をお願いします。

○ 福原スポーツ振興課長：先ほどもご説明、ご報告させていただきましたけれども、合同チームの編成ということで、球技の部のほうで合同チームの編成を認めることとされております。これは昨年度の実行委員会におきまして、単独小学校区での球技の部のほうに対しましての出場が難しくなっているという声がございます、複数小学校区でのチーム編成を認めてほしいとご要望があったところでございます。

昨年度までの種目の参加状況によりますと、陸上の部においては全小学校区で参

加できている状況でございます、これにつきましてはこれまでどおりとさせていただきます、球技の部におけます一部の種目においては不参加、100%の参加がないというような状況も続いていることもございまして、今年度の実行委員会におきまして、球技の部において複数小学校区によるチームの編成を認めるという内容になったものでございます。

なお、この合同チームの編成につきましては、中学校区域内の小学校区同士ということをもとに編成を可能とするということでございまして、これにつきましてはあくまでも小学校区の方の責任によりまして合同編成の合意をしていただいた上で、実行委員会の了承を得た上で出場を可能とさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、続きまして議案の審議に移ります。

まず、議案第52号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

議案第52号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）について

○ 江口教育総務課長：それでは、議案資料の1ページをお願いいたします。

議案第52号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）につきましてご説明申し上げます。

内容につきましては、次の2ページの一覧で説明をさせていただきます。

1の歳入歳出予算補正につきましては、埋蔵文化財の受託発掘調査に係るもので、寺家地区の民間の土地開発に係ります才免遺跡等発掘調査を市教委が事業者から受託し、本年度調査を行おうとするものでございます。

(1)の歳入補正として、ご覧の費目に事業者からの受託発掘調査負担金、表の中ほどに補正額という欄がございますが、補正額1,468万4,000円の増額、(2)の歳出補正として当該調査負担金を特定財源とし、ご覧の費目の埋蔵文化財調査事業、補正額1,465万1,000円の増額をお願いすることとしております。

次に、2の債務負担行為補正でございますが、図書館の管理運営につきまして、平成28年4月から5年間にわたって指定管理者により実施することに伴い、本年度に候補者を選定するため、5年分の指定管理料の上限額として14億円の債務負担をお願いすることとしております。

議案第52号の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案

(教育委員会関係分)について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
ありませんでしょうか。

ないようですので、それでは提案のとおり決定いたします。

次に、議案第53号市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（電気））のほうですが、これを議題といたします。

説明をお願いいたします。

議案第53号 市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（電気））

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：議案第53号についてご説明申し上げます。

市長に申し出る請負契約の変更につきまして、市民ホール新築工事に関する建設事業の（仮称）東広島市市民ホール新築工事（電気）の請負契約につきまして、建設工事請負契約約款第25条第6項、労務単価、資材単価の上昇に係る、いわゆるインフレスライド条項の規定による特例措置を適用する必要性が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものでございます。

請負契約金額の変更内容につきましては、4ページをお開きください。

現契約金額の4億3,331万7,000円に1,281万3,407円を増額し、変更後の金額を4億4,613万407円とするものでございます。

なお、5ページに建設工事変更請負仮契約書の写しを添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案第53号市長に申し出る請負契約の変更につきましての説明は以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（電気））のほうですが、これについてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

それでは、ないようですので、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第54号市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（機械））のほうですが、これを議題といたします。

説明をお願いいたします。

議案第54号 市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（機械））

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、7ページをご覧ください。

議案第54号市長に申し出る請負契約の変更について説明を申し上げます。

1の提案理由でございますが、市民ホール建設事業（仮称）東広島市市民ホール新築工事（機械）の請負契約につきまして、建設工事請負契約約款第25条第6項、

先ほどと同じように労務単価、そして資材単価の上昇等による、いわゆるインフレスライドの条項の規定による特例措置を適用するとともに、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負金額を変更しようとするものでございます。

請負契約金額の変更内容につきましては、8ページをお開きください。

現契約金額の7億553万9,991円に3,538万4,376円を増額し、変更後の金額を7億4,092万4,367万円とするものでございます。

なお、9ページに建設工事変更請負仮契約書の写しを添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案第54号市長に申し出る請負契約の変更につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る請負契約の変更について（（仮称）東広島市市民ホール新築工事（機械））のほうですが、これについてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第55号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

議案第55号 東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：11ページをご覧ください。

東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

東広島市生涯学習推進本部は、生涯学習のまちづくりを総合的に推進するために設置していくもので、その構成員につきまして、本年4月1日付けの人事異動により理事が任命されましたので、構成員に加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

ないようですので、それでは提案のとおり決定いたします。

次に、議案第56号市長に申し出る東広島市立図書館設置及び管理条例の全部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

議案第56号 市長に申し出る東広島市立図書館設置及び管理条例の全部改正について

○ 信井理事兼中央図書館長：議案第56号市長に申し出る東広島市立図書館設置及び管理

条例の全部改正につきまして説明を申し上げます。

本日お配りしております議案資料をご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、本市の行政改革大綱に基づきまして民間活力を活用し、より充実した図書館サービスの提供や図書館運営の効率化を図るため、市立図書館の管理を来年度から指定管理者制度へ移行するための必要事項、またこれまで規則により規定していた条項を追加し、明確化を図るため、全部改正を行うものでございます。

改正の概要でございますけども、資料の23ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

まず、第1条につきましては、図書館の目的を定めております。

第3条は、表中に中央図書館と地域図書館の区分を定めるとともに、安芸津図書館の年度内の移転予定に伴いまして、その位置を改めることとしております。ただし、この改正の適用期日につきましては、改めて教育委員会規則で定めることとしております。

次に、第4条に市立図書館が行う事業を規定し、次のページの第5条において市立図書館の管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定を追加するとともに、指定管理者が行う業務の範囲を位置づけております。

第6条では、指定管理者が図書館の管理を行う場合は、指定管理者が配置する職員を置く旨の規定を追加しております。

第7条から、26ページの第9条まで、そして27ページの第12条と第13条では、それぞれ開館時間、休館日、図書館における禁止行為、集会施設の使用許可の取消し、目的外利用の禁止及び資料の複写に係る費用の負担について定めております。

また、戻っていただきまして、26ページ、第10条から第13条においては、指定管理者が図書館の管理を行う場合に、教育委員会に代わって指定管理者が許可や決定を行えるよう読み替える規定を追加しております。教育委員会から指定管理者に一定の権限を付与することによりまして、市民ニーズの迅速な対応や施設機能のさらなる向上を図ろうとするものでございます。

第14条では、損害の賠償について定めております。

恐れ入ります、最初に戻っていただきまして、15ページでございます。

施行期日につきましては、公布の日としております。ただし、先ほど説明いたしました第3条の規定において、安芸津図書館の位置の改正につきましては、改めて教育委員会規則において定めることとさせていただきます。

議案第56号市長に申し出る東広島市立図書館設置及び管理条例の全部改正についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る東広島市立図書館設置及び管理条例の全部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

それでは、その他に移りたいと思います。

まず、東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」について説明をお願いします。

その他1 東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：それでは、別添でチラシを用意しております、カラー刷りのチラシです。ご覧いただきたいと思います。

5月23日土曜日から6月21日日曜日まで開催します、現代日本版画展についてご案内をさせていただきます。

本市美術館は、日本の近現代版画を大きな柱の一つとしております。その中でも現代版画は、さまざまな技法により多様な作品が生み出され、表現手法も多様化しております。

今回の展覧会は、日本版画協会の協力により、同協会会員を中心に約90人余りの作家による作品を展覧いたします。これだけの作家による多様な作品を一堂に展覧するのは今回が初めてで、恐らく県内はもとより近県でもこれまで開催されたことはないものと思っております。

また、関連イベントとして、5月23日14時から、日本版画協会理事長で木版画家の磯見輝夫さん、同じく理事の木口木版画家の小林敬生さんによるトークイベントを、6月13日13時30分から、出品作家の高垣秀光さんと馬場知子さんによる木版画ワークショップを行います。いずれも定員になり次第、締め切りとさせていただきますこととしております。この機会にぜひ展覧会にお越しいただき、特に23日開会当日のトークイベントにつきましては、まだ余裕があります。現代日本の先端にいるお二人の作家との触れ合いや、直接話を聞ける絶好の機会となりますので、この機会にぜひ参加いただきますようご案内をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

- 下川教育長：ありがとうございました。

次に、次回の教育委員会定例会の日程について説明をお願いします。

その他2 次回教育委員会定例会の日程について

- 江口教育総務課長：次回定例会につきましては、6月25日木曜日午後3時から、北館の会議室201を会場としてお願いしたいと存じます。6月25日、午後3時でございます。

次に、7月でございますが、第3木曜日の7月16日をご提案したいと存じます。この日で決定いただける場合、当日は平成28年度に使用する中学校教科用図書採択をお願いする予定としておりますため、午後1時の開会を計画しております。ご検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○ 下川教育長：それでは、次回は6月25日木曜日の午後3時から、場所は北館2階の会議室201ということで、よろしいでしょうか。

7月のほうはいかがでしょうか、今ありましたように教科書採択の件がありますので13時からということで、いつもより早いですが、よろしいでしょうか。

それでは、7月は16日第3木曜日13時からということで、だから通常の定例教育委員会の方は15時ですか。

○ 江口教育総務課長：3時半か4時ぐらいになろうかと思っています。

○ 下川教育長：15時半から16時ですね。

○ 江口教育総務課長：16時になろうかと思えます。

○ 下川教育長：よろしく願いいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を閉会いたします。皆さんご協力ありがとうございました。

閉会 午後2時32分